

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

## ■ 注目トピックス

## ■ 国家インターネット情報弁公室、インターネットデータ安全管理条例の意見募集案を発表

国家インターネット情報弁公室は2021年11月14日、『インターネットデータ安全管理条例』の意見募集案を公布し、パブコメを公開しました。同条例は『インターネット安全法』（別名：サイバーセキュリティー法。2017年6月施行）、『データ安全法』（今年9月施行）、『個人情報保護法』（今年11月施行）の方針に基づき、インターネットデータの安全管理に関する規定を補足するものです。データの越境移転や個人情報保護について『データ越境移転安全評価弁法』（意見募集案）、『個人情報保護法』等と重複する部分もある一方で、新たに条件を満たす海外上場企業への安全性審査の義務付けや重要データ等の定義などが明確にされました。パブコメの締切日は2021年12月13日とされています。

## ■ 直近の重要政策

## 産業政策

- ✓ 『全国のクリーン生産推進に向けた第14次五カ年計画』の発表に関する国家発展改革委等の通知  
（国家発展改革委員会、11/9）
- ✓ 中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアにおける関連行政法規規定の一時的な調整実施に関する国务院の承認回答  
（国务院、11/18）

## マクロ政策

- ✓ 市場監督管理総局による『企業の域外独占禁止コンプライアンス手引き』の発表に関する通知  
（市場監督管理総局、11/18）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

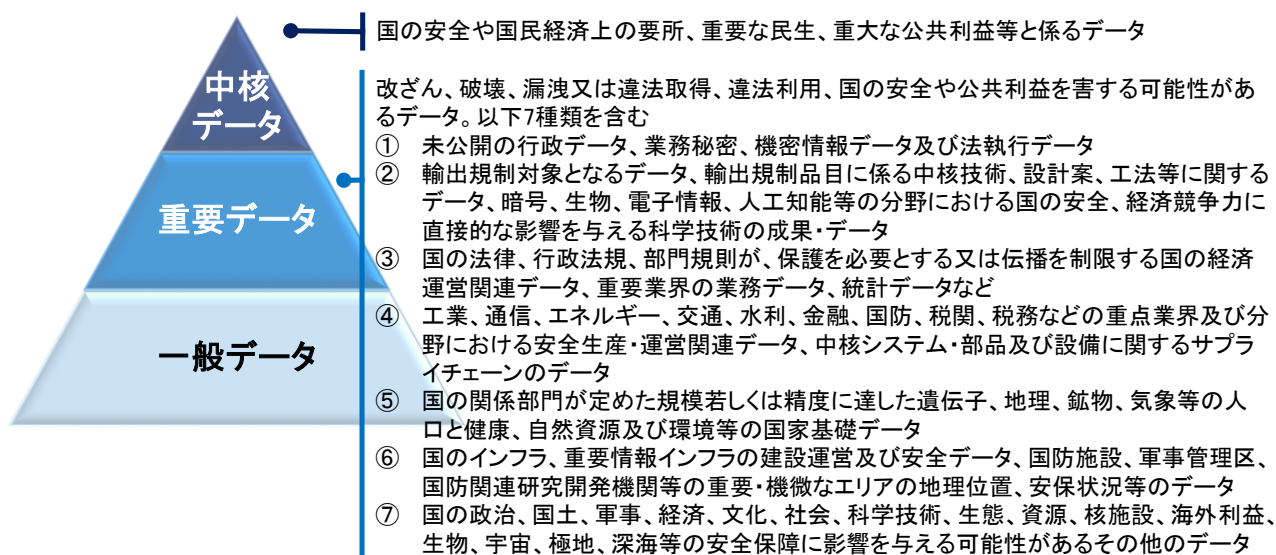
## ■ 注目トピックス

### 国家インターネット情報弁公室、インターネットデータ安全管理条例の意見募集案を公表

『インターネットデータ安全管理条例』の意見募集案<sup>1</sup>(以下、条例)は、『データ越境移転安全評価弁法』<sup>2</sup>と同様に、『個人情報保護法』などのデータ管理関連法に基づき、データ取扱者(情報処理者)のデータ処理活動に対する規制を詳細化するものです。

条例は国の安全や公共利益若しくは個人、組織団体の合法的な権益に与える影響及び重要度によって、データを一般データ、重要データ、中核データに分類し、異なる保護措置を採用するとしています(第5条)。更に、100万人以上の個人情報を取り扱う事業者には、重要データ取扱者と同様の規定を適用するとされています(第26条)。当局は中核データに対し厳格な保護措置を講じ、個人情報及び重要データの管理を徹底します。条例は重要データ等の定義、範囲も明確にしました。データの分類については、図表1をご参照ください。

【図表1】データの分類



(条例に基づき、中国アドバイザー一部作成)

条例は個人情報保護法などの方針に基づき、中国域外における中国域内の個人などの情報を取り扱う活動を適用対象とする域外適用条項を盛り込んでいます。

#### 域外適用条項

- ✓ 中国域外で中国域内の個人及び組織団体の情報を取り扱う活動において、以下のいずれかの情状がある場合、本法も適用する(第2条)
- (1) 域内に対する製品もしくはサービスの提供を目的とする
  - (2) 域内の個人、組織団体の行動を分析し評価する
  - (3) 域内の重要データの取り扱いに係る
  - (4) 法令規則が定めたその他の情状
- 個人による私事でのデータ処理活動は条例の適用対象外とする

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[http://www.cac.gov.cn/2021-11/14/c\\_1638501991577898.htm](http://www.cac.gov.cn/2021-11/14/c_1638501991577898.htm)

<sup>2</sup> その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第580号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0632-XF-0105.pdf>

条例は条件を満たすデータ取扱者にインターネットの安全性審査を義務付けるほか、重要データや 100 万人以上の個人情報を取り扱う事業者が合併、再編、分割、又はデータ取扱者が解散、破産などになる場合、市レベルのインターネット当局に報告しなければならないとしています(第 13、14 条)。

なお、データ取扱者に対し、インターネットサービス等に抜け穴の存在や国の安全、公共利益を害するリスクなどを発見する、又はデータの漏洩、毀損、紛失などの事件が生じる場合、速やかに対策をとることも求めています(第 10、11 条)。

#### 安全性審査の申請が必要となる情状

- ✓ データ取扱者は、以下の活動を行う場合、国の関連規定に基づきインターネットの安全性審査を申請しなければならない(第 13 条)
  - (1) 国の安全や経済発展、公共利益に係るデータ資源を大量保有するインターネットプラットフォーム事業者が合併、再編、分割を行い、国の安全に影響を与える又は影響を与える可能性がある
  - (2) 100 万人以上の個人情報を取り扱う事業者が外国市場に上場する
  - (3) データ取扱者が香港市場に上場し、国の安全に影響を与える又は影響を与える可能性がある
  - (4) 国の安全に影響を与える又は影響を与える可能性があるその他のデータ処理活動

重要データの取扱いについて、取扱者は重要データ識別後の 15 営業日以内に市レベルのインターネット当局に届け出をしなければなりません。データ取扱の目的や範囲、種類及びデータ安全保護措置などに重大な変化が生じる場合、改めて届け出する必要があります(第 29 条)。この他、重要データ取扱者若しくは海外上場のデータ取扱者は、自ら又はデータ安全関連サービス機関に委託し、データの安全性評価を年 1 回実施する上、毎年 1 月 31 日までに前年度の安全性評価報告を市レベルのインターネット当局に提出しなければなりません(第 32 条)。

#### インターネット当局での届け出の内容

- ✓ インターネット当局での届け出の内容は以下の通りである(第 29 条)
  - (1) データ取扱者の基本情報、データ安全管理機関の情報、データ安全責任者の氏名及び連絡先等
  - (2) データ取扱の目的や規模、方式、範囲、種類、保存期限、保存場所等。データそのものの内容を含まない
  - (3) 国のインターネット情報部門及び監督管理部門が定めたその他の届け出内容

データの越境移転について、条例は『データ越境移転安全評価弁法』等と重複する部分がある一方で、域外に個人情報と重要データを提供するデータ取扱者に対し、毎年 1 月 31 日までにデータ越境移転の安全性報告を作成し、市レベルのインターネット当局に前年度のデータ越境移転状況(受取人の連絡先、移転データの種類、数量、目的、データの保存場所、期限、用途等)を報告することを義務付けています(第 40 条)。

他方、インターネット企業による個人情報の管理について、インターネットプラットフォーム事業者が AI(人工知能)や VR(仮想現実)、深度合成などの新技術を利用しデータ処理活動を行う場合、国の関連規定に基づき安全性評価を実施しなければならないとしています(第 54 条)。

大手インターネットプラットフォーム事業者について、「ユーザー数が 5,000 万人超、大量の個人情報及び重要データを取り扱い、強い社会動員力と市場支配力を有するインターネットプラットフォーム事業者を指す」と定義を明記し、以下の義務を定めています。

## 大手インターネット企業の義務

- ✓ 大手インターネットプラットフォーム事業者は中国域外において本部若しくは運営、研究開発拠点を設立する場合、国のインターネット情報部門及び管理部門に報告しなければならない（第 13 条）
- ✓ 大手インターネットプラットフォーム事業者はプラットフォームのデータ安全や運営ルール、約定の履行、個人情報の保護、データの開発利用に関する状況などに対する年度監査を第三者に委託し、その監査の結果を公開しなければならない（第 53 条）

### □ 海外上場企業及び投資家への影響等に要注意

条例に注目されている点については、重要データ等の定義の明確化や関連規定の詳細化に加え、条件を満たす海外上場企業への安全性審査の義務付けが挙げられます。安全性審査の内容を定めた『インターネット安全審査弁法』（別名：サイバーセキュリティ審査弁法）の意見募集案は今年 7 月に、国家インターネット情報弁公室により発表されており、現在パブコメの段階にあります。正式実施すれば、米国を初めとする海外市場に上場している多くの中国インターネット企業などにインパクトを与える可能性が大きいとみられます。

米上院は昨年、米国に上場する外国企業に経営の透明性を求める法案 (Holding Foreign Companies Accountable Act) を可決しました。米上場外国企業の監査法人が 3 年以上連続して PCAOB (米公開会社会計監督委員会) による検査を受けない場合、当該外国企業は上場廃止となる旨です。同法案は事実上、米上場中国企業の締め出しにつながるものとみられます。これに対し、CSRC (中国証券監督管理委員会) は米中間の共同監査に向けた協議を呼び掛けてきましたが、両国間の情報保護規制により交渉は合意に至る道筋が未だ見えない模様です。一方、中国はレッドチップ企業 (中国系海外法人) を含む海外上場企業 (外国法人) が中国本土市場に CDR (中国預託証券) を発行しセカンダリー上場する制度の整備にも動き出しています。米上場中国企業をめぐる米中間の動きなどについては次頁の図表 2 をご参考ください。

米上場中国企業をめぐる両国間の駆け引きは、情報管理体制など複雑な要因と絡み合っているため、米上場中国企業及びこれらの企業に出資している投資家は、規制当局の動きを見極めながら、政策リスクなどによる自社への影響を最小限に抑える必要があるでしょう。

また、最近、中国のプロバイダーが中国水域における船舶位置情報の外国会社への提供を中止したとの報道も出ています。船舶の位置と動きなどに関するリアルタイム情報を提供するマリントラフィックの AIS (船舶自動識別装置) チームの責任者は、「この状況が続けば、海運ネットワークの可視化、更に世界各地のサプライチェーンに影を落とす」と懸念を示しました。

中国のデータ管理規制の強化は資本市場からサプライチェーンまで幅広い分野に影響を与えるといえます。関連業界の市場参加者は、政策動向に注視すると同時に、関連規制の細部から全体戦略等にも着目し、当局の意図等を正確に捉え、的確な対応を行うなど、リスクマネジメントなどの面で柔軟かつ機敏な舵取りが求められます。

## 【図表 2】米上場中国企業をめぐる米中間の動向等

2020.04	●	米上場の中国コーヒーチェーン大手、瑞幸珈琲(ラッキンコーヒー)の粉飾決算発覚を機に、CSRCは米中間の監査協力の重要性を改めて強調 CSRC及び財政部は2013年、PCAOBと監査監督上の協力に関する覚書を締結したが、中国側の情報保護規制で一部難航
2020.05	●	米上院が、米上場外国企業に経営の透明性を求める法案を可決。米議員はこの法案が中国企業に照準を合わせたものだと明言 CSRCは共同監査の推進など監査監督上の協力につき合意の早期達成を望んでいるとコメント
2020.06	●	インターネット安全審査弁法施行
2020.07	●	データ安全法パブコメ公開
2020.10	●	個人情報保護法パブコメ公開
2020.11	●	CSRCは共同監査に向けた協議の早期実施を米当局に呼びかけ。CSRC副主席はバイデン政権下での合意達成に期待
2021.03	●	中国当局は、香港地域や米国などに上場する中国企業を誘致する証券取引所の新設を検討
2021.05	●	中国通信大手3社の中国電信(チャイナテレコム)、中国移動(チャイナモバイル)、中国聯通(チャイナユニコム)は米国上場廃止
2021.06	●	配車サービス大手の滴滴出行は米国上場
2021.07	●	インターネット安全審査弁法(改定版)パブコメ公開
	●	国家インターネット情報弁公室等はデータ保護等を理由に滴滴出行に立ち入り調査
2021.08	●	中国電信は上海上場、上海・香港の重複上場を実現
2021.09	●	データ安全法施行
2021.10	●	自動車データ安全管理若干規定(試行)施行
	●	データ越境移転安全評価弁法パブコメ公開
2021.11	●	個人情報保護法施行
	●	インターネットデータ安全管理条例パブコメ公開

(各公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

### 産業政策

#### 『全国のクリーン生産推進に向けた第14次五カ年計画』の発表に関する国家発展改革委等の通知

(原文: 国家发展改革委等部门关于印发《“十四五”全国清洁生产推行方案》的通知)

发改環資〔2021〕1524号

国家発展改革委員会等 2021年11月9日公布

#### 【主要内容】

- 2025年までに工業分野におけるエネルギー・水利用率を2020年より大幅に引き上げることを目標に掲げる
- 化学的酸素要求量(COD)を2020年より8%以上引き下げる。排出量の削減について、アンモニア窒素は2020年より8%以上、窒素酸化物は同10%以上、揮発性有機化合物(VOCs)は同10%以上の削減を目指す
- 農業用廃棄物の回収率を85%以上、農作物残茎の利用率を86%以上、家畜糞尿の総合利用率を80%以上とする
- 燃料・原材料のクリーン化、鉄鋼や石油化学、非鉄金属、建材などの重点産業の脱炭素化に注力するほか、農業や交通分野のグリーン化も推進する
- クリーン生産に関する技術と設備の高度化及びサービス業の発展に取り組む

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202111/t20211109\\_1303467.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202111/t20211109_1303467.html?code=&state=123)

#### 中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリアにおける関連行政法規規定の一時的な調整実施に関する国务院の承認回答

(原文: 国务院关于同意在中国(上海)自由贸易试验区临港新片区暂时调整实施有关行政法规规定的批复)

国函〔2021〕115号

国务院 2021年11月18日公布・実施

#### 【主要内容】

- 『中華人民共和国国際海運条例』第22条第2項と『国内水路輸送管理条例』第11条の関連規定を暫定的に調整し、中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリアにおいて、条件を満たす外国、香港特別行政区及びマカオ特別行政区の国際コンテナ定期船会社が、その全額出資又は支配する五星紅旗を掲げない国際航海船舶を利用し、大連港、天津港、青島港と上海港洋山港区との間で、上海港洋山港区を国際中継港とするコンテナ沿岸輸送業務を試験的に実施することを認める
- 同政策は同日より2024年12月31日まで実施する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-11/18/content\\_5651689.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-11/18/content_5651689.htm)

### マクロ政策

#### 市場監督管理総局による『企業の域外独占禁止コンプライアンス手引き』の発表に関する通知

(原文: 市场监管总局关于印发《企业境外反垄断合规指引》的通知)

国市監反壟發〔2021〕72号

市場監督管理総局 2021年11月18日公布

#### 【主要内容】

- 同手引きは中国域外で事業を展開する中国企業及び中国域内で事業を展開するものの、域外の市場に影響を与える可能性のある中国企業に適用する。ここでいう事業については、輸出入貿易や海外投資、M&A、知的財産権の譲渡及び実施許諾、入札などが挙げられる

- 同手引きは域外独占禁止コンプライアンス制度の構築及び役割分担、域外独占禁止コンプライアンス上の重点リスク、独占禁止調査等における企業の権利、法的責任、企業が取れる対応策、関連リスクの評価・識別、コンプライアンスをめぐる報告、コンサルティング、研修制度等の導入に関する内容を掲載している
- 規制対象となる独占行為は世界各国と似ており、基本的にはカルテルや不当な取引制限、私的独占、不正な取引方法、競争を実質的に制限する合併や株式取得等の企業結合、市場支配的地位の濫用などが挙げられる
- 市場支配的地位の有無については通常、業務規模や市場シェア、交渉力、市場参入のハードルなどから判断される
- 同手引きは法的拘束力のないガイドラインであり、触れていない部分については、国务院独占禁止委員会が発表した『経営者独占禁止コンプライアンス指南』を参考とすることが可能である

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://qkml.samr.gov.cn/nsig/fljdj/202111/t20211118\\_336972.html](http://qkml.samr.gov.cn/nsig/fljdj/202111/t20211118_336972.html)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

#### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。